

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の概要

(京都府条例第15号
平成26年3月14日公布)

目 的 (第1条)	産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする者と関係住民等との間で円滑に合意が形成されるための手続を定めることにより、生活環境の保全を図る。
定 義 (第2条)	<p>○産業廃棄物処理施設設置等・・・産業廃棄物を処理する施設の設置、変更</p> <p>○周辺地域・・・産業廃棄物処理施設設置等により生活環境に影響を受けるおそれがある地域</p> <p>○関係住民等・・・周辺地域に居住する者等</p> <p>○関係市町村・・・周辺地域が所在する市町村</p>
許可の制限等 (第3～4条)	<p>○事業者は、廃棄物処理法に基づく許可の申請等を行う前に、条例手続を実施しなければならない。</p> <p>○知事は、事業者が条例手続を適正に終了しないで法に基づく申請をした場合には、法の許可要件に照らして許可しないことができる。</p>
主 な 手 続	<p>・事業計画の周知 (第5～10条)</p> <p>○事業者は、産業廃棄物処理施設設置等に関する事業計画書を周知計画書に基づき、広告・縦覧、説明会の開催等を通じて関係住民等に周知</p> <p>○事業者は、周知実施状況報告書を知事に提出</p>
	<p>・意見書 ・見解書 (第11～12条)</p> <p>○住民は、事業計画書に関して、環境保全上の見地からの意見書を知事を經由して事業者に提出</p> <p>○事業者は、住民の意見書に対する見解書を知事に提出・縦覧</p>
	<p>・再意見書 ・修正見解書 (第12～13条)</p> <p>○住民は、事業者の見解書に関して、環境保全上の見地からの再意見書を知事を經由して事業者に提出</p> <p>○事業者は、住民の再意見書に対する修正見解書を知事に提出・縦覧</p>
	<p>・環境保全協定 (第14条)</p> <p>○事業者は、地域団体又は関係市町村長との間において、産業廃棄物処理施設設置等に関して環境保全協定の締結努力</p>
	<p>・手続の終了 (第15条)</p> <p>○知事は、事業者の手続が適切であって、事業計画が生活環境の保全上支障がないと認めるときは、手続の終了を関係住民等に周知</p> <p>○知事は手続の終了に当たって、必要に応じ有識者の意見を聴取</p>
勧告・公表 (第20～21条)	知事は、事業者が条例手続を適正に行わない場合には、 勧告及び事業者名等の公表
適用除外 (第22条)	京都市域の産業廃棄物処理施設設置等、及び環境影響評価法・条例の対象事業には、この条例を適用しない。
施行期日	平成26年10月1日